

一管区水路通報第14号

令和6年4月12日

第一管区海上保安本部

第162項	北海道南岸	襟裳岬南南東方～納沙布岬南方	海洋調査
第163項	北海道南岸	釧路港	観測機器設置
第164項	北海道北岸	紋別港	小型船舶操縦訓練
第165項	北海道西岸	稚内港	操船訓練等
第166項	北海道西岸	利尻島南東方	魚礁設置作業
第167項	北海道西岸	利尻島南南西方	魚礁設置作業
第168項	北海道西岸	留萌港北西方	射撃訓練
第169項	北海道西岸	増毛港及び付近	小型船舶操縦訓練
第170項	北海道西岸	石狩湾	海底掘削作業
第171項	北海道西岸	小樽港	旗柱撤去
第172項	北海道南岸及び西岸	恵山岬南東方及び白神岬西方	救難訓練

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

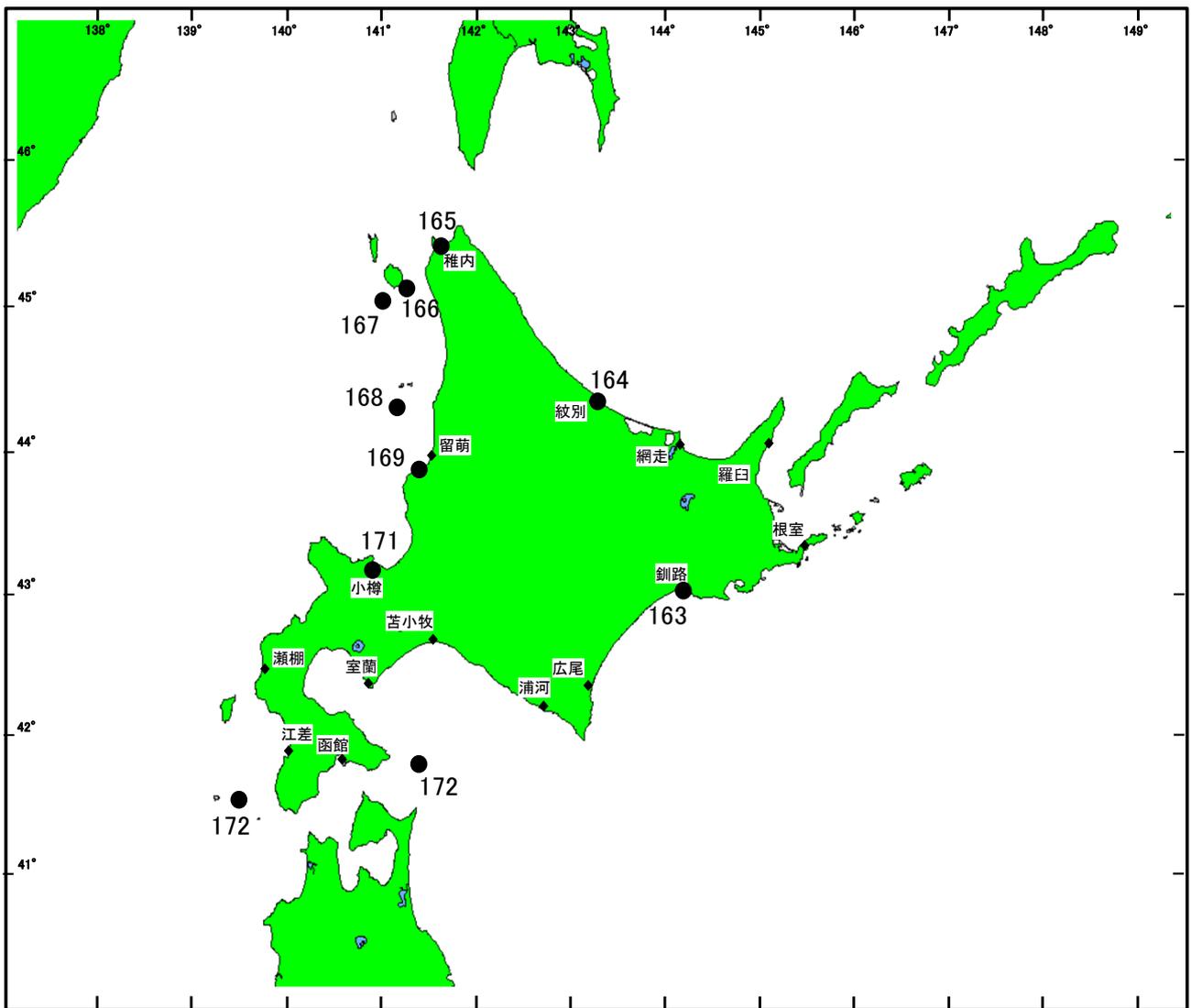
種類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
 第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
 〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
 TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ162、170項については各項を参照ください。

6年162項 北海道南岸 — 襟裳岬南方～納沙布岬南方 海洋調査

下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施されている。

- 期 間 令和6年4月21日まで
- 区 域 下記7地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 43-19.4N 145-38.6E (岸線上)
 - (2) 42-30.2N 145-59.7E
 - (3) 42-00.2N 145-59.7E
 - (4) 41-00.2N 146-59.7E
 - (5) 40-00.2N 146-59.7E
 - (6) 40-00.2N 143-39.8E
 - (7) 42-31.6N 143-28.6E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W3-W1035

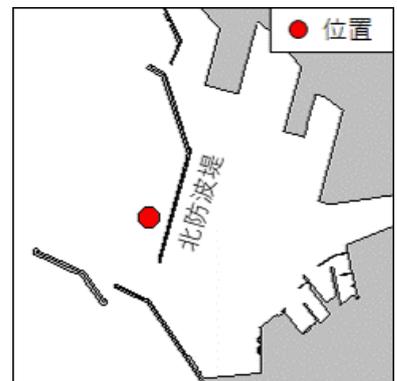
出 所 釧路水産試験場



6年163項 北海道南岸 — 釧路港、外港 観測機器設置

下記位置に、観測機器が設置されている。

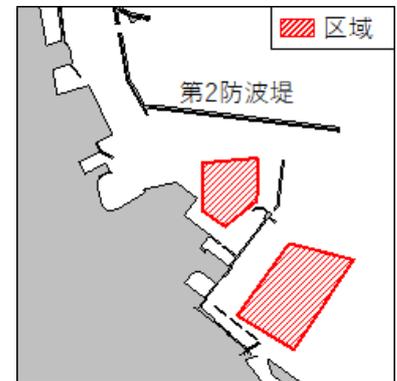
- 期 間 令和6年7月31日まで
- 位 置 42-58-47.5N 144-21-27.9E
- 備 考 観測機器は灯(2秒1せん光)及びレーダー反射器付浮標で標示
- 海 図 W31-JP31
- 出 所 釧路港長



6年164項 北海道北岸 — 紋別港 小型船舶操縦訓練

図に示す区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

- 期 間 令和6年4月16日～22日 0700～日没
- 備 考 訓練実施中、区域内に浮標設置
- 海 図 W29
- 出 所 紋別海上保安部



6年165項 北海道西岸 — 稚内港 操船訓練等

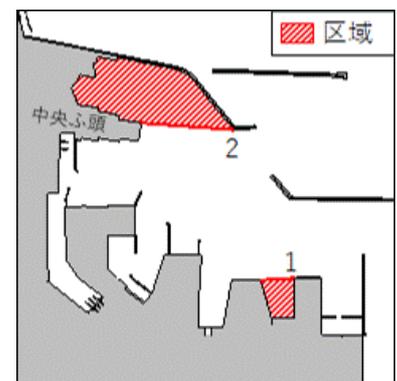
下記区域で、巡視船の搭載艇操船訓練等が実施されている。

- 期 間 令和7年3月31日まで 0800～2100
- 区 域
- 1 下記2地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 - (1) 45-24-19N 141-42-00E (岸線上)
 - (2) 45-24-18N 141-41-49E (岸線上)
 - 2 下記2地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 - (3) 45-24-54N 141-41-41E (岸線上)
 - (4) 45-24-56N 141-41-09E (岸線上)

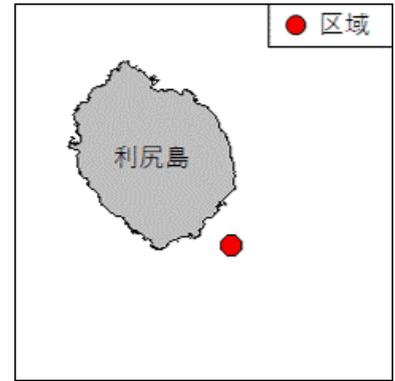
備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚

海 図 W1041(分図「内港」)

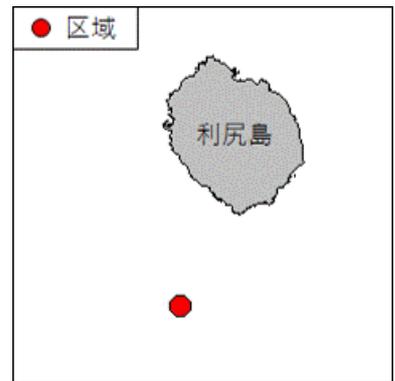
出 所 稚内港長



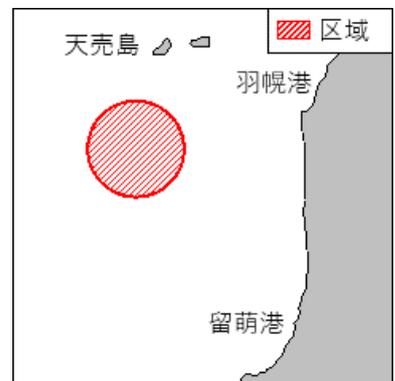
6年166項 北海道西岸 — 利尻島南東方 魚礁設置作業
 下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。
 期 間 令和6年11月30日まで
 区 域 下記地点付近
 45-06-02N 141-19-35E
 備 考 角型魚礁（高さ 3.0m、3 段組、45 基）を設置
 海 図 W 2 1
 出 所 第一管区海上保安本部



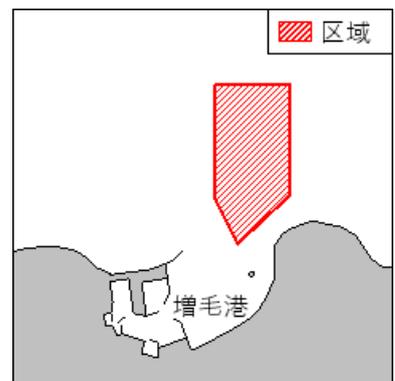
6年167項 北海道西岸 — 利尻島南南西方 魚礁設置作業
 下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。
 期 間 令和6年10月20日まで
 区 域 下記地点付近
 45-00-03N 141-09-07E
 備 考 鋼製魚礁（高さ 20.0m、1 基）及び
 角型魚礁（高さ 3.0m、50 基）を設置
 海 図 W 2 1
 出 所 第一管区海上保安本部



6年168項 北海道西岸 — 留萌港北西方 射撃訓練
 下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。
 期 間 令和6年4月24日(予備日 25日) 0800~1700
 区 域 44-15N 141-15E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚
 海 図 W 1 0 4 5
 出 所 留萌海上保安部



6年169項 北海道西岸 — 増毛港及び付近 小型船舶操縦訓練
 下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。
 期 間 令和6年4月24日~28日 0700~日没
 区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 43-52-15.6N 141-32-22.6E
 (2) 43-52-15.6N 141-32-49.5E
 (3) 43-51-46.5N 141-32-49.5E
 (4) 43-51-34.3N 141-32-30.9E
 (5) 43-51-46.5N 141-32-22.6E
 備 考 訓練中、区域内に浮標3基設置
 海 図 W 4 0 A (増毛港) - W 1 0 4 5
 出 所 留萌海上保安部

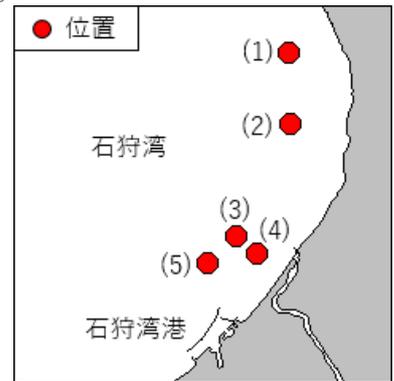


6年170項 北海道西岸 — 石狩湾 海底掘削作業

下記位置で、作業船「POSEIDON-1(4,270トン)」による海底掘削作業が実施される。

期 間 令和6年5月1日～31日
 位 置 下記5地点
 (1) 43-25-35N 141-21-49E
 (2) 43-22-19N 141-21-58E
 (3) 43-17-09N 141-18-29E
 (4) 43-16-19N 141-19-49E
 (5) 43-15-53N 141-16-46E

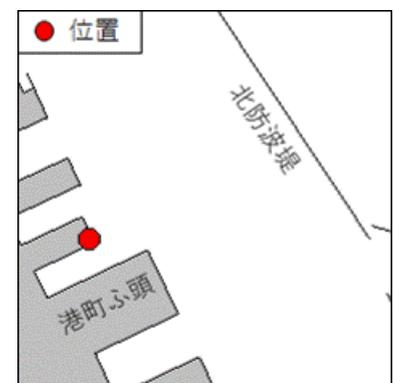
備 考 日中、警戒船配備
 海 図 W28-JP28
 出 所 小樽海上保安部



6年171項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 旗柱撤去

下記位置の旗柱は撤去された。

位 置 43-12-00.3N 141-00-31.0E
 海 図 W5-JP5
 出 所 小樽海上保安部



6年172項 北海道南岸及び西岸 — 恵山岬南東方及び白神岬西方 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和6年5月1日～31日 0830～1715
 区 域 1 41-43.0N 141-29.4E
 を中心とする半径5海里の円内
 2 41-30.0N 139-35.0E
 を中心とする半径5海里の円内

備 考 発炎筒及びマリンマーカーを投下
 海 図 W10-JP10-W43
 出 所 函館航空基地

